

令和7年度 三宅村会計年度任用職員募集

令和7年度会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法の定める服務規程（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用になります。

◎募集職種

「三宅村会計年度任用職員募集一覧」をご確認ください。

◎申込方法

「三宅村会計年度任用職員応募申込書」に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、各担当課宛てに提出してください。

- ※「三宅村会計年度任用職員応募申込書」は、募集担当課・総務課人事係・各出張所で配布の他、三宅村ホームページからもダウンロードできます。
- ※資格が必要な職種は、資格証の写しも併せて提出してください。

◎申込期限

令和7年2月28日（金） 午後5時必着（郵送可）

◎選考方法

書類選考及び面接を行いますが、職種によっては筆記試験や実技試験を行う場合があります。

なお、面接等につきましては各担当課で日程を調整のうえ、3月7日（金）までに実施し、3月14日（金）までに合否を通知いたします。

※応募に当たっての年齢制限はありません。

※以下に該当する方は応募できません。

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。

②三宅村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年経過していない人。

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

◎勤務条件・採用方法

勤務場所・勤務内容・勤務日・勤務時間等は「三宅村会計年度任用職員募集一覧」をご確認ください。

◎任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

◎報酬額等

「三宅村会計年度任用職員募集一覧」をご確認ください。

◎社会保険・雇用保険

勤務時間等、一定の条件を満たす場合、適用となります。

◎通勤手当

通勤距離に応じて支給します。

◎期末・勤勉手当

週15時間30分以上勤務かつ任期が6ヶ月以上の場合に支給対象となります。6月と12月に支給します。

◎時間外勤務

職種により、時間外勤務を命じる場合があります。

◎年次有給休暇等

週の勤務時間や年間の勤務日時に応じた年次有給休暇・特別休暇を付与します。

◎**服務・人事評価**

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

◎**申込先・問い合わせ先**

「三宅村会計年度任用職員募集一覧」に記載の**各担当へお申し込み、お問合せ**ください。

※勤務条件や報酬額、期末手当の支給及び社会保険、雇用保険の加入の有無等については変更になる可能性もあります。

【担 当】

三宅村役場 総務課人事係
鎌田・沖山
(電話) 5-0981 (内) 211